

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第47条 保育所には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第47条 保育所には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 保育士 (2) 嘱託医 (3) 調理員</p>	<p>(1) 保育士 (2) 嘱託医 (3) 調理員</p>
<p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回ってはならない。</p>	<p>2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回ってはならない。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>6 4人以上の乳児を入所させる保育所に係る第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p>	<p>6 4人以上の乳児を入所させる保育所に係る第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号</p>
<p>(母子支援員の資格)</p>	<p>(母子支援員の資格)</p>
<p>第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第28条第1号に規定する<u>都道府県知事</u>の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p style="text-align: center;">【(3)～(5)略】</p>	<p>第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第28条第1号に規定する<u>地方厚生局長又は地方厚生支局長</u>(以下「<u>地方厚生局長等</u>」という。)の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p style="text-align: center;">【(3)～(5)略】</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第54条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第38条第2項第1号に規定する<u>都道府県知事</u>の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p style="text-align: center;">【(3)～(6)略】</p>	<p>第54条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</p> <p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第38条第2項第1号に規定する<u>地方厚生局長等</u>の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p style="text-align: center;">【(3)～(6)略】</p>
<p>(児童指導員の資格)</p>	<p>(児童指導員の資格)</p>
<p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第43条第1号に規定する<u>都道府県知事</u>の指定する児童福祉</p>	<p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 基準省令第43条第1号に規定する<u>地方厚生局長等</u>の指定する児童福祉</p>

改正後	改正前
<p>施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 【(3)～(10)略】</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第96条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 基準省令第82条第3号の規定により都道府県知事が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 【(4)～(8)略】</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>社施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 (2) 社会福祉士の資格を有する者 【(3)～(10)略】</p> <p>(児童自立支援専門員の資格)</p> <p>第96条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師 (2) 社会福祉士の資格を有する者 (3) 基準省令第82条第3号の規定により地方厚生局長等が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 【(4)～(8)略】</p>

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年9月5日条例第35号 (職員)</p>	<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年9月5日条例第35号 (職員)</p>
<p>第32条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第32条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>
<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p>	<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p>
<p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p>	<p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p>
<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>	<p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p>
<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第35条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第35条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員)</p>	<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>のうちの1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員)</p>
<p>第48条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ってはならない。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>のうち1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>第48条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、1の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ってはならない。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>のうち1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第51条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>のうち1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第51条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1) 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>のうち1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>